公益法人などの主な課税の取扱い

	公益社団法人 公益財団法人	学校法人 更生保護法人 社会福祉法人	宗教法人 独立行政法人 日本赤十字社 等	認定ＮＰＯ法人 特例認定ＮＰＯ法人	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人(注１) ＮＰＯ法人	一般社団法人 一般財団法人
根拠法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	私立学校法 更生保護事業法 社会福祉法	宗教法人法 独立行政法人通則法 日本赤十字社法 等	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人税法） 特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
課税対象	収益事業から生じた所得にのみ課税 ただし、公益目的事業に該当するものは非課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	収益事業から生じた所得にのみ課税	全ての所得に対して課税
みなし寄附金(注２) ※損金算入限度額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②みなし寄附金額のうち公益目的事業の実施に必要な金額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	あり ※所得金額の20%	あり （特例認定ＮＰＯ法人は適用なし） ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	なし	なし
法人税率 (所得年800万円までの税率)(注３)	23.2% (１５%)	１９% (１５%)	１９% (１５%)	23.2% (１５%)	23.2% (１５%)	23.2% (１５%)
寄附者に対する優遇(注４)	あり	あり	あり (宗教法人等を除く)	あり	―	―

(注１) 非営利型の一般社団法人・一般財団法人：①非営利性が徹底された法人、②共益的活動を目的とする法人
(注２) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業（公益社団法人及び公益財団法人にあっては「公益目的事業」、認定ＮＰＯ法人にあっては「特定非営利活動事業」）のために支出した金額（事実を隠蔽し又は仮装して経理をすることにより支出した金額を除く。）について寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入
(注３) 平成24年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度に適用される税率。なお、令和７年４月１日以後に開始する事業年度から、所得金額が年10億円を超える事業年度については、所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率は17%
(注４) 特定公益増進法人に対する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額まで損金算入
一般寄附金の損金算入限度額：（資本金及び資本準備金の額の0.25%＋所得金額の2.5%）×１/４
特別損金算入限度額：（資本金及び資本準備金の額の0.375%＋所得金額の6.25%）×１/２